令和7年度女性医師等復職支援研修事業実施要領

1　目的

本事業は、出産・育児等により診療を離れた女性医師等に対して、復職に必要な研修を実施することにより、円滑な臨床への復帰・定着を促し、県内で従事する医師の確保を図ることを目的とする。

2　対象者

出産・育児等により休職又は離職した女性医師等で、県内の医療機関における臨床復帰を希望する者

3　受講手続

（1）　申込み

研修の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、「女性医師等復職支援研修受講申込書」（様式第１号）を一般社団法人高知医療再生機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

（2）　受講の決定

理事長は、受講希望者の経歴、診療科、意欲、研修可能施設の状況等を考慮して受講の可否を決定し、「女性医師等復職支援研修受講決定通知書」（様式第２号）により、受講希望者に通知するものとする。

4　研修の実施

（1）　研修の委託

理事長は、研修を県内の医療機関（以下「研修施設」という。）に委託して、実施するものとする。

（2）　研修内容

ア　研修施設の長は、研修を受講する者（以下「研修受講者」という。）の技量、経験等を考慮の上、診療に従事するために必要な研修計画を定め、「女性医師等復職支援研修事業実施計画書」（様式第３号）を理事長に提出するものとする。

イ　理事長が必要と認める場合は、研修施設の長に対し、研修の実施状況について報告を求めることができるものとする。

ウ　研修施設の長は、研修終了後、「女性医師等復職支援研修事業実績報告書」（様式第４号）を作成し、理事長に提出するものとする。

（３） 研修期間

ア　研修期間は、おおむね10日間とし、研修受講者の技量、経験等に応じて研修施設の長が定めるものとする。

イ　研修期間は、研修の効果が損なわれない範囲内であれば、連続した期間でなくともよいものとする。

（４） 研修受講者の身分・処遇等

研修期間中の研修受講者の身分・処遇については、理事長及び研修施設の長が協議の上で定めるものとする。

５　委託契約

（１） 契約の締結

理事長と研修施設の長は、研修を実施するため、この要領に基づき委託契約を締結するものとする。

（２） 委託料

ア　研修受講者１人につき研修１日あたりの委託料は、24,000円（研修受講者１人につき上限240,000円）とする。ただし、実際に研修の実施に要した次の経費が上記の金額を下回るときは、実支出額をもって委託料とする。

（ア）指導医に係る謝金、人件費、手当

（イ）賃金（指導医に係る補助者雇上経費）

（ウ）研修に必要な医学研究材料費、消耗品費、備品購入費、図書購入費

イ　委託料は、原則として研修終了後、研修施設の長からの「女性医師等復職支援研修　事業請求書」（様式第５号）に基づき理事長が支払うものとする。

６　その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、当事者間で協議の上、定めるものとする。